

中部大学研修センター規程

(1976年4月1日 制定)

改正	1992年4月1日	2001年5月22日
	2004年4月1日	2012年4月1日
	2014年4月1日	2016年4月1日
	2019年4月1日	2020年4月1日

(目的)

第1条 中部大学研修センター（以下「研修センター」という。）は、本学の教育、研究、課外活動及び研修等の行事に使用することを目的とする。

2 前項に定める目的のほか、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が設置する学校の教育、研究、課外活動及び研修等の行事に使用することができる。

(施設)

第2条 研修センターは、次の施設により構成する。

- (1) 中央棟
- (2) 第1 宿泊棟、第2 宿泊棟、第3 宿泊棟
- (3) 研修棟
- (4) 体育館
- (5) 多目的グラウンド
- (6) 野球場
- (7) ゴルフ場
- (8) トリム・コース

(使用用途)

第3条 研修センターは、次の用途に供する。

- (1) 大学の教育、研究
- (2) 学生の課外活動
- (3) 中部大学第一高校、中部大学春日丘高校、中部大学春日丘中学校の教育、課外活動
- (4) 学園職員の研修及び体育活動
- (5) 学園及び学園が設置する各学校の主催する行事
- (6) 地域交流の推進に関する行事
- (7) その他特に学園が必要であると認める行事

(事務長及び職員)

第4条 研修センターに、事務長及び必要な職員を置く。

2 事務長は、教育支援部長の命を受け、研修センターの業務を掌理し、その職員を指導、監督する。

3 職員は、事務長の命を受け、その業務を行う。

(運営)

第5条 研修センターを適正に運営するために、研修センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員の内から学長が指名する。

(協議事項)

第7条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 研修センターの運営に関する事項
- (2) 研修センター規程の改廃に関する事項

(3) 設備の維持保全に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

2 会議については、委員長から学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育支援部教育支援課において処理する。

(事務)

第9条 研修センターの使用に関する事務は、次の各号の区分によって行う。

(1) 第3条第1号及び第2号については学生教育部学生支援課

(2) 第3条第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号については教育支援部教育支援課

(運営細則)

第10条 研修センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

<昭和51年12月6日から平成4年4月1日までの改正附則は省略>

附 則

この規程は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。